

(資料1)

## 「病児保育」受け入れの目安

氷見市しんまちこども園 2023.11 一部改訂

主な症状別	受け入れ可能	受け入れ不可
発熱	39℃以下の持続 (解熱剤の使用問わず、6時間以上39℃以下で経過しているもの)	39.1℃以上の持続
咳嗽・喘鳴	睡眠ができる程度 異常呼吸がない チアノーゼがない 上気道炎などの感冒性疾患	睡眠ができない程の呼吸困難がある 異常呼吸がある(努力呼吸・陥没呼吸等) チアノーゼ含む
嘔吐・下痢	水分・食事を摂取できる 嘔吐2回未満の持続 下痢3回未満の持続 脱水症状がない 胃腸炎などの感冒性疾患	主に水分が摂取できない 嘔吐2回以上持続している 下痢3回以上持続している 脱水症状がある
骨折・脱臼 怪我	医師の許可がある 介助や援助を受けながら食事や移動ができる	医師の許可がない 入院の措置が必要な場合
非感染性疾患	軽度の喘息 アトピー性皮膚炎 熱性けいれん後などの一部の神経疾患	重度の喘息

### <上記以外の病児保育受け入れができない場合>

○以下のような病状の時

- ① 点滴など医療行為を行っている場合
- ② 重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる場合
- ③ 難治性の疾患で治療が継続している場合
- ④ 免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している状態
- ⑤ 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
- ⑥ てんかん発作が頻回に起こっている場合

《参考》学校感染症(※)とは
第一種(まれだが、重大な感染症)  エボラ出血、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ
第二種(放置すれば学校で流行が広がる可能性がある飛沫感染する感染症)  インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種(飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校での流行が広がる可能性がある感染症)  コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

参考：こども家庭庁 学校保健安全施行規則 第3章 感染症の予防  
感染症の種類 保育所における感染症対策ガイドライン(2023.5 一部改訂)

※学校感染症のうち、一部の疾患については症状の具合によって受け入れることができる  
(別紙 資料2「疾患別 受け入れ目安」参照)